

第 633 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 1 時 30 分から午後 1 時 55 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（14 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（0 人）

--	--	--	--	--	--	--	--

5 事務局職員（3 人）

局長 牧野 常夫	係長 平野 重樹	書記 川崎 聡	
----------	----------	---------	--

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 633 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長（牧野）	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 633 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、委員 14 名全員の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により過半数の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。（久しぶりの全員出席、5/28 渋谷公会堂で全国農業委員会長会議に出席したこと。主なテーマが米の問題について。楽しい秋に向けてご努力いただければ。）</p> <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思えます。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 633 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。着座にて会議を始めさせていただきます。</p>
議長	<p>（議事録署名人の指名）</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりま</p>

<p>議長</p>	<p>して、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>4番 川口委員、10番 佐久間委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第1号】</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、1番 鈴木昇委員、お願いします。</p>
<p>鈴木昇委員</p>	<p>議案第1号1番の申請地を6月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>介護老人保健施設わかくさより北東の方向約350mに位置する農地です。</p> <p>義務者は、高齢で耕作が不可能なことから、休耕地となっております。</p> <p>申請地を確認したところ、義務者に依頼されたとのことで権利者により、いつでも耕作出来る状態の農地に再生され、田植え機等を貸してくれる農業者と一緒に田植えがされておりました。</p> <p>離農を考え権利者へ相談したところ、農業経営規模拡張も考えていたことから、売買による所有権移転の申請を行うものです。</p> <p>営農計画としましては、畑では果樹、田では水稻の栽培を行う計画であります。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(川崎)</p>	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>権利者は、令和2年12月に農地法第3条の許可を得て、バナナ栽培のため農地を新規に取得しております。</p> <p>その後、令和3年3月に権利者が代表を務める会社で、会社経営の</p>

	<p>一環としてバナナ栽培を行うために、農地法第3条の賃借権設定の許可を受け認定農業者として営農を行っております。</p> <p>今回の案件は、今後、義務者による耕作困難が見込まれる申請地を取得・耕作し、規模拡大をすることを目的とした申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地の畑、1筆、310㎡、農振農用地区域内農地の田、2筆、1,111㎡の農地であり、合計面積は1,421㎡です。</p> <p>権利者の耕作面積は、3,625㎡、農作業歴6年、従農数は1名です。農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、11番森田委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号1番について申請地を6月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津集出荷場より北の方向約150mの地点に位置する農地であります。</p>

	<p>申請地は、令和4年7月27日付けで千葉県の一時的転用を伴う地上権設定の許可を受け、今回は、更新後の許可期限の3年を迎えますので、改めて一時的転用の許可を受け、営農型発電事業を継続するため申請するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(平野)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本件は、営農型太陽光発電に係る一時的転用の期間満了に伴い事業継続のために一時的転用の申請をするものです。</p> <p>農地区分、立地基準、一般基準については、千葉県の許可を受け、また土地利用についても申請時に添付された土地利用計画のとおりでありましたので問題ありません。</p> <p>なお、営農型太陽光発電事業の許可にあたり、収穫量等の作物の生育への影響が軽微であることがありますが、本件は許可を受けた計画のとおり、みょうがを栽培しており、生育への影響も軽微でした。また、太陽光パネルがあることにより日陰を確保でき、みょうがの生育に適した状況を作り出すことができているので、今後も継続して確認していくこととなります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第2号2番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、</p>

<p>鈴木伸江委員</p>	<p>1 4 番鈴木伸江委員お願いします。</p> <p>議案第 2 号 2 番について申請地を 6 月 5 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より北西の方向約 600m に位置する農地であります。</p> <p>譲受人は、隣地の専用住宅に家族で居住し、正法院の住職をしています。高齢となり、引退後の書斎と駐車場の用地確保の為、譲渡人に話したところ、譲渡人は会社員で、休日だけの維持管理が困難になっていたため、合意に至り、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（平野）</p>	<p>ただいまの鈴木伸江委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>造成計画は、道路と同一面まで埋立を行います。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>敷地の拡張として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p>

<p>議長</p>	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第2号3番について、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第2号3番について申請地を6月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>上岩入公会堂より西の方向約140mに位置する農地であります。</p> <p>譲受人は、申請地近隣に、倉庫を所有しており、駐車場用地を小規模資材置場と兼務しています。倉庫の使用頻度が増し、小規模資材置場が不足した為、譲渡人と話しをしたところ、高齢化に伴い土地の管理が困難であるとのことで、合意に至り、小規模資材置場として、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(平野)</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p>

議長	<p>資金については、費用に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>資材置場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第2号4番について、こちらの担当委員も私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号4番について申請地を6月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>いずれも大貫小学校より南西の方向約500mにそれぞれ位置する農地であります。</p> <p>譲受人は、会社保養施設の適地を求めて、各所を探していたところ、閑静で会社からの交通の便もよく、環境に整っている申請地に出会いました。譲渡人は、高齢化に伴い土地の管理が困難であるため、譲渡をしたいと考えていたことから、合意に至り、保養所施設として、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局（平野）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されま</p> <p>す。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水は上水道から引き込み、汚水・雑排水は合併式浄化槽にて既設排水路に流出します。</p> <p>雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、費用に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>保養所施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。なお、この議案には、丸委員に関する案件が含まれますので、農業委員会会議規則第10条により丸委員は退席をお願いします。</p> <p>【丸委員、退席】</p> <p>それでは事務局から、説明をお願いします。</p>

事務局（川崎）	<p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画案の作成及び公益社団法人千葉県園芸協会に提出するため、富津市長より農業委員会に対し意見を求めるため提出されたものであり、令和7年第4次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定の内容でございますが、整理番号7-4-1 利用権の設定等を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] 田 513㎡、権利の設定を受ける者 [REDACTED]、利用権の種類 賃借権、利用内容 田、期間5年の新規契約であります。</p> <p>設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりでございます。</p> <p>次に、議案資料として4頁に賃借権の設定を受ける者1名の農業経営の状況でございます。</p> <p>今回設定を受ける土地の面積、事業に供している農用地の面積、農作業従事日数、農業従事者数及び、主な農機具の所有状況等を表にしたものであります。いずれも水稻の栽培を行う計画となっております。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声） 質疑なしということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p> <p>【丸委員、入室着席】</p> <p>【専決処分報告について】</p>
議長	<p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長（牧野）	<p>専決処分についてご報告いたします。</p>

議長	<p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出,市街化区域内にある農地の権利移動3件です。</p> <p>1番から3番は専用住宅用地として所有権移転するもので、面積は1番が164㎡、2番が366㎡、3番が330㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>(平野：7/3(木) 歓送迎会兼暑気払い)</p>
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、7月3日木曜日、場所は401会議室、時間は午後4時00分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後1時55分</p>